

放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表:令和4年 9月 30日

事業所名 放課後等デイサービス事業所キッズハウスピッピ

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	4		個別活動や静養室を時間や活動内容によって割り振りし、狭いスペースでも工夫して活動できている。	
	2	職員の配置数は適切である	4		適切に配置している。	
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	4		建物内すべてがバリアフリー構造となっている。	今後も怪我の原因となり得る物は極力排除し、安全安心な環境作りに努めていく。
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	4		些細な事でも必要な事と認識し、PDCAサイクルを活用して業務改善に努めている。	
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	4		年に一度実施しており、集計し業務改善に努めている。	アンケート結果から明確な課題点を見出し、業務改善を実施していく。
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	4		ホームページに掲載し、どなたでもアクセスできるようにしている。	
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		4	第三者による外部評価に至っていない。	今後実施検討していく。
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	4		月に一度スキルアップを目的とした内部研修を実施している。	
適切な支援の提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	4		担当職員が中心となり、ニーズを把握し支援方針を策定している。	今後は特性把握ができるようなアセスメントツールを使用し、詳細なニーズ把握に努めていく。
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している		4	生活面、行動、社会性に関わるアセスメントシートに実態記入をいただいている。	今後は標準化されたアセスメントツールを作成し、きめ細やかなサービス提供に努めていく。
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	4		集団活動や個別活動について常時話し合う機会を設定し、活動プログラムを立案している。	
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	4		放課後や長期休暇中の活動が重複しないようメリハリをつけた活動プログラムを立案している。	
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	4		特に休日や長期休暇中に行事を設定し、放課後とは違ったプログラムが体感できるよう支援している。	
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	4		集団活動を通して社会性等を養い、個別活動では自己肯定感を高めることができるような活動を設定している。	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	4		送迎等の都合により打合せが困難な場合はリーダー職員を介して出勤者に周知徹底を図っている。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	4		勤務時間の都合上、振り返りを行う事が難しい場合は翌日の打合せ時間を利用し、情報共有を図っている。	
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	4		毎日の記録を活動、行動、健康面等の項目を細かく記録している。支援方法に改善点、問題点が合った場合には会議を開催し、解決策を講じている。	
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	4		定期的(6か月毎)に実施している。	
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ合わせて支援を行っている	4		ガイドラインに沿って支援できるよう努めている。	コロナ禍により「地域交流の機会の提供」は困難な状況である。収束に伴い計画していく。
20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	2	2	ケース担当職員、児童発達支援管理責任者が参画する。		

関係機関や保護者との連携	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	4		学校行事や下校時間等、担任の先生と情報共有している。	災害時は電話不通も考えられるため、今後は保護者様の連絡先としてメールアドレスを頂戴することを検討中。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	2	2	主治医との連絡体制は整備していないが、保護者様を介して緊急時の対応等について情報共有している。	
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	4		サービス担当者会議に参画し、情報共有を図っている。	
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	4		卒業予定の利用者様に関する情報を速やかに提供できるよう情報整理している。	
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている		4		これまで連携する機会は無かったが、今後機会があれば研修に参加し助言等をいただきたい。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		4	新型コロナウイルス感染症防止の観点により外部との接触は控えている。	今後収束に伴い、地域交流を図っていく。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	4		管理者が参加している。	
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	4		送迎時等に、その日の様子をお伝えし、保護者様からの相談等があれば対応している。	
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	3	1	ペアレント・トレーニングは行っていないが、保護者様と情報共有や共通理解を図るよう心がけている。	今後、ペアレント・トレーニングについての理解を深める機会を設ける。
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	4		文章にて明文化しており、契約時に両者にて読み合わせを行い、各一部ずつ保管している。	
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	4		その都度対応している。	
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		4	事業所独自の保護者会等は設立していないが、法人として「手を繋ぐ育成会」が組織化されている。	新型コロナウイルス感染症収束後、事業所独自の保護者会等を開催予定である。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	4		事業所内に意見箱を設置している。	苦情の申し立てがあればその都度迅速に対応していく。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	4		定期的に広報誌の発行を行い、活動の様子を伝えている。	
	35	個人情報に十分注意している	4		個人情報を関係機関への開示、法人広報、メディアへの画像記載などは契約時に個人情報開示書にて開示の可・不可の確認を頂いている。各自のケースファイルはスチール棚にて厳重に管理し、外部者の目に映らないように管理保管している。	
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	4		絵カード等の視覚支援を取り入れている。保護者様との会話では専門用語を使わないように心がけている。	
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	4			新型コロナウイルス感染症収束後、また企画運営していく。
非常	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	4		各マニュアルを策定している。	今後、保護者様へマニュアルの詳細を徐々に周知する予定。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている		4	定期的な実施に至っていない。	不定期に実施しており、十分とは言えない。今後は年間で計画し、実施していく。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	4		マニュアルに基づき研修会を実施している。	

時等の対応	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	4	これまで該当事例が無く、身体拘束はない。身体拘束を行う場合のマニュアルを法人全体で整備している。	今後対応が必要な場合には、利用者様、保護者様に同意を得た上で、計画書への記載、実施、記録を行う。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	4	医師からの直接的な指示はないが、保護者様を介し、普段の注意点やアレルギー情報について共有している。	必要に応じて、保護者様の許可を頂き、医師からの指示等を受け、それに基づいて対応していく。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	4	法人として作成しており、法人全体で情報共有している。	ヒヤリハット発生時は事業所だけでなく、法人全体で共有していく。